

第五種共同漁業権に係る特例を定める件

(平成十七年 農林水産省 告示第五号)

環境省

(用語の定義)
第一条 この告示において使用する用語は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（次条において「規則」という。）において使用する用語の例による。

（第五種共同漁業権に係る特例）

第二条 規則第九条第一項に基づく特定飼養等施設の基準並びに同条第二項に基づく飼養等の許可の条件及び特定外来生物の取扱方法は、ミクロブルテルス・サルモイデス（オオクチバス）については、次のとおりとする。

一 特定飼養等施設の基準 第五種共同漁業権が設定された湖であつて、当該湖外の水系と接続する水路（流出水路に限る。）との接続部に、飼養等をする特定外来生物が容易に逸出できない構造の網が三重に施してあること。ただし、当該水路又は当該水路と当該湖の接続部に、網に代わる十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。

二 飼養等の許可の条件

イ 飼養等の許可の有効期間 三年間（第五種共同漁業権が設定されている間に限る。）

ロ 第五種共同漁業権に係る湖に新たに特定外来生物を収容する場合は、当該特定外来生物の数量並びに当該特定外来生物が譲渡し等に係る場合にあつては相手方の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名。次号イにおいて同じ。）及び飼養等の許可番号を、当該収容があつた日から三十日以内に主務大臣に届け出ること。

三 特定外来生物の取扱方法

イ 特定飼養等施設の周囲の見やすい場所に、許可を受けている

ことを明らかにするために許可者の氏名及び許可番号を付した標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び当該掲出状況を示した図面を、許可を受けた日から三十日以内に主務大臣に提出すること。

八 口 標識を掲げる事項を遵守すること。

特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定外来生物を第五種共同漁業権に係る特定飼養等施設に新たに収容する場合であつて、一時的に当該特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合は、この限りでない。

二 特定飼養等施設からの特定外来生物の持出しを防ぐとともに、許可に係る特定外来生物の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を行うため、巡視等の監視体制を整備し、かつ、当該監視の状況を台帳に記録して、これを三年間保存すること。

木 特定飼養等施設内に飼養等その他の取扱いが制限されている特定外来生物が存する旨を示した標識を公衆の見やすい場所に掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び当該掲出状況を示した図面を、許可を受けた日から三十日以内に主務大臣に提出すること。

ヘ 洪水等不測の事態で特定飼養等施設内の特定外来生物が逸出した際に当該逸出した特定外来生物を回収する体制の整備をすることともに、当該体制の整備状況を許可を受けた日から三十日以内に主務大臣に報告すること。

ト 特定飼養等施設内の特定外来生物が逸出した際には、当該逸出した特定外来生物の回収状況について、当該逸出の事実の発生を知った日から三十日以内に、主務大臣に報告すること。

第五種共同漁業権に係る特例を定める件

(平成十八年環境省告示第一一八号)

(用語の定義)

第一条 この告示において使用する用語は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（次条において「規則」という。）において使用する用語の例による。

（第五種共同漁業権に係る特例）

第二条 規則第九条第一項に基づく特定飼養等施設の基準並びに同条第二項に基づく飼養等の許可の条件及び特定外来生物の取扱方法は、パキファ・スタクス・レニウスクルス（ウチダザリガニ）については、次のとおりとする。

一 特定飼養等施設の基準 第五種共同漁業権が設定された湖沼又は河川であつて、他の水系と接続する水路（流出水路に限る。）との接続部に、飼養等をする特定外来生物が容易に逸出できない構造の網が三重に施してあること。ただし、当該水路又は当該水路と当該湖沼若しくは河川との接続部に、網に代わる十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。

二 飼養等の許可の条件

イ 飼養等の許可の有効期間 三年間（第五種共同漁業権が設定されている間に限る。）

ロ 特定飼養等施設内の特定外来生物を譲渡し又は引渡しをする場合にはあつては当該譲渡し又は引渡しに係る数量並びに相手方の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名。次号イにおいて同じ。）及び飼養等の許可番号を、殺処分をする場合についてはその数量を記載した報告書を、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに環境大臣に提出すること。

三 特定外来生物の取扱方法

イ 特定飼養等施設の周囲の見やすい場所に、許可を受けていることを明らかにするために許可を受けた者の氏名及び許可番号

を付した標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び当該掲出状況を示した図面を、許可を受けた日から三十日以内に環境大臣に提出すること。

ハ 口頭規則第四条第一項第五号口に掲げる事項を遵守すること。

特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、他の特定飼養等施設への収容のため、一時的に当該特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合はこの限りでない。

二 特定飼養等施設からの特定外来生物の持出しを防ぐとともに、許可に係る特定外来生物の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を行うため、巡視等の監視体制を整備し、かつ、当該監視の状況を台帳に記録して、これを三年間保存すること。

本 特定飼養等施設内に飼養等その他の取扱いが制限されている特定外来生物が存する旨を示した標識を公衆の見やすい場所に掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び当該掲出状況を示した図面を、許可を受けた日から三十日以内に環境大臣に提出すること。

ヘ 洪水等不測の事態で特定飼養等施設内の特定外来生物が逸出した際に当該逸出した特定外来生物を回収する体制の整備をすることともに、当該体制の整備状況を許可を受けた日から三十日以内に環境大臣に報告すること。

ト 特定飼養等施設内の特定外来生物が逸出した際には、当該逸出した特定外来生物の回収状況について、当該逸出の事実の発生を知った日から三十日以内に、環境大臣に報告すること。